

意見91検討材料

項目	方針 番号 概要	根拠法令等	摘要
ア 総合計画	① 策定義務	—	H23地方自治法改正に伴い 根拠法令無
	② 協働による策定	—	
イ 財政運営	① 最小経費で最大効果	・地方自治法2条⑭ ・地方財政法4条	
	② ・中期財政計画の作成 ・健全な財政運営	・— ・地方財政法2条	
	③ 財政状況の公表	・地方自治法219条② ・地方自治法233条⑥ ・地方自治法243条の3①	⇒予算 ⇒決算 ⇒財政状況:手続条例有
ウ 評価	① 評価の実施	アクションプラン2013推進方法	
	② ・評価結果の公表 ・改善策の検討	アクションプラン2013推進方法	
	③ 第三者評価の実施	アクションプラン2013推進方法	・市民評価会議設置要綱 ・市民評価アンケートはAP個別施策
	④ 外部監査の請求	地方自治法252条の39 ～252条の43	
エ 意見、要望、苦情等 への応答義務	誠意を持った対応	—	
オ 危機管理体制の確立	危機管理体制の確立	災害対策基本法5条～5条の3	
カ 市民力等の推進	① 市民力等向上への援助	市民参加型まちづくり1%システム実施要綱 等	
	② 地域との情報の共有化	—	
キ 説明責任	① 結果及び意思形成過程の説明	—	
	② ・(議会)会議の原則公開 ・議決の経過及び結果の説明等	—	
	③ ・施策の公表の仕組みの創造	—	
	④ ・市長と市民等との意見交換	—	
ク 情報公開、情報提供等	① 一層の情報公開	情報公開条例1条	
	② 出資法人の開示姿勢	情報公開条例23条	
	③ ・新しい媒体活用の姿勢の継続 ・分かりやすく効果的な情報提供	—	
	④ 収集した情報の有効活用	—	
ケ 個人情報保護	(市) ① 個人情報の適正な取扱	個人情報保護条例3条	
	(市民等) ② 個人情報の適正な取扱	個人情報保護条例4条、5条	
コ 意見聴取手続	① 意見聴取結果の公表	パブコメ要綱(※1)4条①	
	② ・様々な方法による意見聴取 ・分かりやすい説明等	・パブコメ要綱5条 ・パブコメ要綱4条②	
サ 附属機関の運営	① ・市民参加の促進 ・適切な人材の選任	・附属機関指針(※2)7条① ・附属機関指針6条①	
	② 会議の原則公開	・附属機関指針9条	

※1 パブリックコメント制度実施要綱 ※2 附属機関の設置及び運営に関する指針

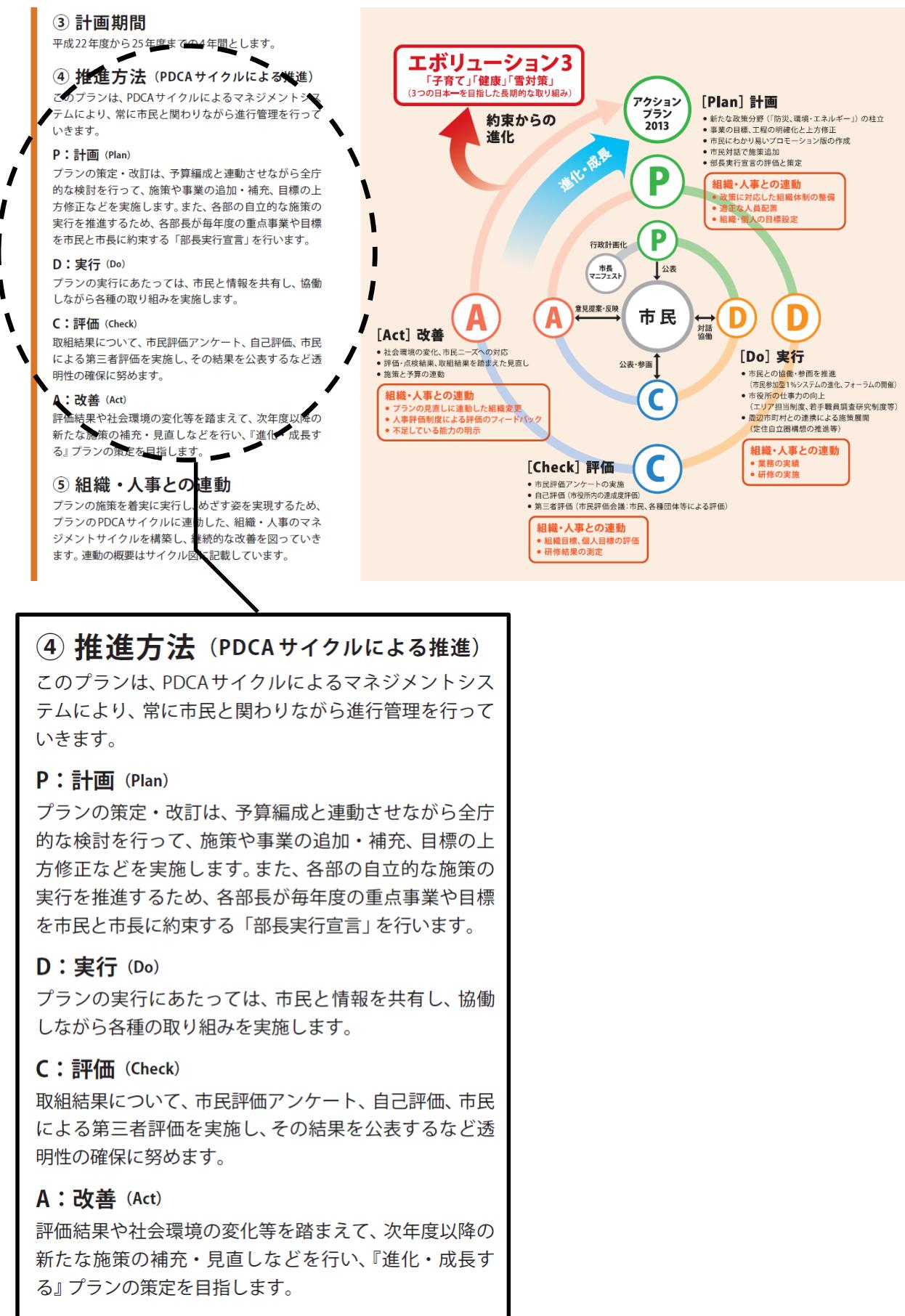
根拠法令等

【イ 財政運営】

- ① 最小経費で最大効果
 - 地方自治法2条⑯
⑯ 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
 - 地方財政法4条
(予算の執行等)
第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。
2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。
- ② 健全な財政運営
 - 地方財政法2条
(地方財政運営の基本)
第2条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。
2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそぞろに、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない。
- ③ 財政状況の公表
 - 地方自治法219条②
2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。
 - 地方自治法233条⑥
6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
 - 地方自治法243条の3①
(財政状況の公表等)
第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

【ウ 評価】

- ① 評価の実施
- ② 評価結果の公表、改善策の検討
- ③ 第三者評価の実施
 - アクションプラン2013推進方法



④ 外部監査の請求

○ 地方自治法252条の39～252条の43

（第75条の規定による監査の特例）

第252条の39 第75条第1項の請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の同項の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、同項の請求をする場合において、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

（以下中略）

（住民監査請求等の特例）

第252条の43 第242条第1項の請求に係る監査について監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条例により定める普通地方公共団体の住民は、同項の請求をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その理由を付して、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

（以下略）

【オ 危機管理体制の確立】

○ 災害対策基本法5条～5条の3

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

【カ 市民力等の推進】

○ 市民参加型まちづくり1%システム実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、自らの地域を考え実践するまちづくり、地域づくり活動を行う町会やN

PO、ボランティア団体をはじめとする市民活動団体等に対し、個人市民税の1%相当額を限度とする市民参加型まちづくり1%システム支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する制度（以下「弘前市市民参加型まちづくり1%システム」という。）を設けることにより、市民主権による市政運営の徹底と市民参加のまちづくりの促進を図ることを目的とする。

【ク 情報公開、情報提供等】

① 一層の情報公開

○ 情報公開条例1条

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の市政についての知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようになるとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的とする。

② 出資法人の開示姿勢

○ 情報公開条例23条

（市が出資する法人の情報公開）

第23条 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【ケ 個人情報保護】

① (市) 個人情報の適正な取扱

○ 個人情報保護条例3条

（市の責務）

第3条 市は、個人情報の適正な取扱いの確保その他の個人情報の保護に関し必要な施策を実施するものとする。

② (市民等) 個人情報の適正な取扱

○ 個人情報保護条例4条、5条

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、その事業活動を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に努めるとともに、自己以外の者に関する個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【コ 意見聴取手続】

① 意見聴取結果の公表

○ パブリックコメント制度実施要綱4条①

（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、パブリックコメント制度の対象となる政策等を策定しようとするときは、最終的な意思決定を行う前の適正な時期に、対象事案を公表するものとする。

② 様々な方法による意見聴取、分かりやすい説明等

- パブリックコメント制度実施要綱4条②、5条

2 実施機関は、前項の規定により対象事案を公表するときは、その案の概要と作成した趣旨、目的、背景等についての説明を加えるとともに、併せてわかりやすい関係資料を公表するなど、市民等が内容について十分理解できるよう努めるものとする。

（公表の方法）

第5条 対象事案の意見募集及び公表については、市の広報紙及び市のホームページで周知するとともに、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布など、積極的に公表に努めるものとする。

【サ 附属機関の運営】

① 市民参加の促進、適切な人材の選任

- 附属機関の設置及び運営に関する指針6条①、7条①

（委員の選任等）

第6条 委員の選任に当たっては、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、次の各号に留意するものとする。ただし、法令又は条例等の規定により委員に充てることとされている職にある者を選任する場合又は専門的な知識若しくは経験を有する者が他に得られないなど、特別な事情がある場合は、この限りではない。

（1）多様な分野及び幅広い年齢層から適切な人材を選任するよう努めること。

（以下中略）

（委員の公募）

第7条 市政への市民参画を促進するため、附属機関の委員の一部を公募により選任するものとする。ただし、次のいずれかに該当する附属機関については、この限りでない。

（（1）～（5）略）

② 会議の原則公開

- 附属機関の設置及び運営に関する指針9条

（附属機関の運営）

第9条 附属機関の運営については、活発な議論が行われるよう次の事項に留意し、効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（（1）、（2）略）

（3）公正で円滑な審議が著しく阻害されると認められる場合又は特定の者に利益若しくは不利益を与える場合、その他公開することが不適当であると認められる場合を除き、会議を公開すること。